

児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ

毎年8月は、現況届の提出月です

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者(支給停止の受給者を含む)のかたに、8月上旬に通知を送付しますので、必要書類をご提出ください。

なお、現況届の提出がない場合、11月分以降の手当が受給できませんのでご注意ください。

	提出期限	対象
(1) 児童扶養手当	8月30日(金)	18歳となった年度末までの児童を監護し、次のいずれかに該当する父または母 ○配偶者と離婚した ○配偶者が死亡または生死が明らかでない ○一定の障がいがある ○婚姻によらないで出産した など ※所得などにより、手当を受給できない場合があります。
(2) 特別児童扶養手当	9月11日(水)	精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者 ※障がいの状態により、手当を受給できない場合があります。

問合せ (1)健康こども課(⑤番窓口) ☎62-1288
(2)福祉課(④番窓口) ☎62-1233

手話奉仕員の養成講座を開催します

聴覚や音声、言語機能に障がいのあるかたの社会参加を支援する手話奉仕員の養成講座(入門編)を開催します。

※養成講座は入門編・基礎編があり、2年間で全過程が修了となります。令和6年度は入門編を開講します。2年間の講座終了後、手話奉仕員として登録することができます。

期 日 9月4日～令和7年1月29日のおおむね水曜日(全21回)
場 所 秩父市福祉女性会館
対 象 秩父郡市に居住または通勤・通学する中学生以上のかた
(手話のレベルに関わらず参加できます。)

定 員 20人
テキスト料 3,300円
申込み 8月23日(金)まで

問合せ 福祉課(④番窓口) ☎62-1233

み～んなと **手** で **話** そう 簡単手話入門

【おばあさんはパソコンが苦手です】



右手小指を曲げ伸ばししながら、額の前を右から左へ動かします。



右手で指文字の「パ」を示し、下に向けた左手5指をキーボードを打つように小刻みに動かします。



右手掌の指先で鼻を押さえます。

動画はこちら



協力：ちちぶ広域聴覚障害者協会